

預金商品説明書（総合口座）

2023年1月4日現在

1. 商品名	・ 総合口座						
2. 取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座として、次のお取り引きができます。 ・ なお、普通預金単独（下記(1)のみ）でのご利用もできます。 (1) 普通預金のお取り引き（入金、出金、自動受け取り、自動支払い） (2) 定期預金（自動継続扱いのみ）・定期積金のお取り引き <ul style="list-style-type: none"> ① 定期預金：最低預入額1万円以上、預入期間1か月以上、自動継続扱い ② 定期積金：契約期間1年以上、掛込金額3,000円以上 ・ ※以下、定期預金および定期積金をあわせて「定期性預金」といいます。 (3) 上記(2)の定期預金・定期積金を担保とする当座貸越のお取り引き ・ 普通預金、定期預金、定期積金のお取り引きにつきましては、各預金の商品説明書をご参照ください。 						
3. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満20歳以上の個人のお客さま（お一人さま1口座） ・ 未成年者の総合口座定期預金の受入れはできません。 ・ 個人事業主の場合、事業資金以外の個人預金口座に限ります。 						
4. 期間	・ 期間の定めはありません。						
5. 当座貸越取引 （自動融資）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金の残高を超えて払い戻しのご請求または各種料金等の口座振替のご請求があった場合、総合口座の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的にご融資いたします。 						
(1) 当座貸越取引 の担保預金	<ul style="list-style-type: none"> ① 定期預金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型期日指定定期預金「ななかまど定期預金」 ・ 自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期」 ・ 自由金利型定期預金「大口定期預金」 ・ 変動金利定期預金 ・ 定額複利定期預金「だんだん定期預金」 ② 定期積金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期積金 <p>※担保預金は、普通預金と同一店舗・同一名義（同一顧客番号）のものとしします。 財形預金は総合口座の担保としては利用できません。</p>						
(2) 貸越極度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の定期性預金の合計額（定期預金契約額＋定期積金掛込残高）の90%または1,000万円のうちいずれか少ない金額とします（千円単位）。 						
(3) 貸越利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保となる定期性預金の約定利率（※1）に次の上乗せ利率を加えた利率を適用いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担保預(積)金</th> <th>上乗せ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>定期積金</td> <td>0.70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 新型期日指定定期預金の場合は、「2年以上」の店頭表示利率を約定利率とします。 また、定額複利定期預金の場合は、「5年」の店頭表示利率を約定利率とします。</p>	担保預(積)金	上乗せ利率	定期預金	0.50%	定期積金	0.70%
担保預(積)金	上乗せ利率						
定期預金	0.50%						
定期積金	0.70%						
(4) 担保設定順位	複数の定期性預金を総合口座の担保預金として預入している場合						

預金商品説明書（総合口座）

	<p>①利率の異なる複数の定期性預金の場合、貸越利率の低い定期性預金から順に担保といたします。</p> <p>②複数の定期預金の貸越利率が同一利率で存在する場合は、預入日（または継続日）の早い順に担保といたします。</p> <p>③定期預金と定期積金の貸越利率が同一利率で存在する場合は、定期積金を優先いたします。</p>
(5) 貸越利息のお支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年2月と8月の当金庫所定の日、普通預金残高から引き落とし、または貸越残高に組入れます。 ・ 担保となる定期預金等の残高がゼロとなった場合は、その時点で貸越利息全額をお支払いいただきます。
(6) 貸越利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割りによる計算（円未満切り捨て）
(7) 貸越元金のご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通預金にご入金または振り込まれた資金は、自動的に当座貸越の返済に充当します。 ・ 貸越利率の高い順から当座貸越の返済に充当します。 ・ 担保となる定期性預金の残高がゼロとなった場合は、その時点で貸越元金全額をお支払いいただきます。
6. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
7. 重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の対象となる預金です。 預金保険によって、預金者一人あたり、元本1,000万円(※)までとその利息が

預金商品説明書（総合口座）

	<p>保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円(※)までとその利息が保護されます。）</p> <p>元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じ払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。</p> <p>くわしくは窓口におたずねください。</p> <p>※決済用預金に該当する預金を除きます。</p>
8. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 金利情報の入手方法 金利情報は、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。・ 普通預金については、別途特約することにより、預金保険制度による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。 <p>【決済用普通預金とは】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次の①～③の条件を満たす預金を決済用預金といい、預金保険制度により全額保護されます。当金庫の決済用普通預金（無利息型）は、決済用預金です。 <ol style="list-style-type: none">①無利息（預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの）②要求払い（預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの）③決済サービスを提供できること（公共料金口座引落などのように決済ができるもの） <p>くわしくは窓口におたずねください。</p>